

令和6年度「フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会」 設置要領

第1 趣旨

「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月農林水産省策定）に掲げた持続可能な食料システムを構築するためには、フードサプライチェーン全体を通じて脱炭素化を実践するとともに、その取組を見える化し、気候変動対策への資金循環や持続可能な消費行動を促すことが必要である。

農林水産省は、農業者等の脱炭素の努力・工夫を消費者等に見える化するために、令和3年度から、農産物の温室効果ガス簡易算定ツール（以下「簡易算定ツール」という。）及び消費者へのラベル表示の効果等を実証した。この実証結果等を踏まえ、農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン（以下「見える化ガイドライン」）として運用を開始した。

令和6年度は、前年度までの成果を踏まえつつ、脱炭素化の方策や分かりやすい可視化の在り方等について専門的知見から指導・助言を受け、総合的かつ幅広い視点から検討を進めるために、「フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 委員

- 1 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

第3 運営

- 1 検討会の事務局は、農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室が行う。
- 2 検討会の座長は、事務局の推薦および委員の賛同により定める。座長は、検討会の議事を運営する。また、事務局は、検討会の承認を得て、委員の中から副座長を指名することができる。副座長は座長の補佐を行う。
- 3 検討会の会議には、必要に応じて、臨時委員の参加を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- 4 検討会の会議及び資料は、原則として公開とする。ただし、検討会において非公開とすることが適当であると認める場合には非公開とする。
- 5 検討会の会議においては、議事概要を作成し、各委員の了承を得た上でこれを公開する。

第4 その他

本要領に定めるもののほか、検討会運営に関し必要な事項は、座長が定める。

【別紙】

「フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会」
委員名簿

おぎの 荻野	あきふみ 暁史	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 高度飼養 技術研究領域 スマート畜産施設グループ グループ長
くさ 草	あきお 明生	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 統轄課 畜産サステナビリティ推 進室 室長
さいとう 齋藤	まさのり 雅典	東北大学 名誉教授
しみず 清水	やすお 康男	明治ホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 環境グループ長
なかの 中野	かつゆき 勝行	立命館大学 政策科学部 准教授
なるみ 鳴海	よういち 洋一	日本ハム株式会社 サステナビリティ部 プロモーター
にしお 西尾	チヅル	筑波大学 副学長 兼 ビジネスサイエンス系 教授
ふま 夫馬	けんじ 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役 CEO
みやざわ 宮澤	まさのり 正紀	国立大学法人信州大学グリーン社会協創機構特任教授 イオントップバリュ株式会社 戦略本部 副本部長 兼 環境推進室長

(敬称略、50 音順)

(オブザーバー)

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
消費者庁食品表示規格課

(事務局)

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室

(委託事業者)

一般社団法人サステナブル経営推進機構